

## 令和5年度肥料価格高騰対策事業に係る募集要領

### 第1 総則

肥料価格高騰対策事業（以下「本事業」という）に係る取組実施者の募集については、この要領に定めるものとします。

なお、事業内容については、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）並びに北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会肥料価格高騰対策事業業務方法書（令和4年10月31日付け北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会長。以下「本業務方法書」という。）を併せて御確認ください。

### 第2 趣旨

肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めます。

### 第3 事業内容

化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む実施者（以下「取組実施者」という。）に対して、当年の肥料購入費のうち前年度からの肥料費上昇分の一部に当たる支援金の交付を行うことを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を推進する。

### 第4 取組実施者の要件

本事業に申請出できる取組実施者は、以下の要件を満たす農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者が組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等とします。

- 1 化学肥料の使用量低減の取組に農業者（以下「参加農業者」という。）を5名以上参加させること。

化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組として、令和4年度又は令和5年度において以下の項目のうち2つ以上の項目に取り組むものとする。その際、前年までに行っている取組を強化することも、これに含めるもの

とする。

ただし、前年までに既に2つ以上の取組を行っており、これを継続する場合には、1つ以上の項目に新たに取り組み、又は前年までに行っている取組のいずれか1つ以上を強化するものとする。

ア 土壌診断による施肥設計

イ 生育診断による施肥設計

ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入

エ 堆肥の利用

オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）

カ 食品残渣など国内資源の利用（エ、オ以外）

キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用

ク 緑肥作物の利用

ケ 肥料施用量の少ない品種の利用

コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用

サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む）

シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用

ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用

セ 化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（アからスまでに係るものを除く。） ソその他事業実施主体が化学肥料の使用量の低減効果を有すると認める技術等（以下「地域特認技術」という。）の利用

2 代表者が定められていること。

3 第4の1の化学肥料の使用量低減の取組の適正な執行に関し、責任を持つことができること。

4 定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程が定められていること。

## 第5 支援対象経費

取組実施者に対する支援金に限るものとします。

### 1 支援金の額の算定方法

(1) 農業者ごとの支援金の算定は、次のとおり行うものとします。

$$\text{支援金の額} = (\text{当年の肥料費} - \text{当年の肥料費} \div 1.4 \div 0.9) \times 0.7$$

(2) 当年の肥料費とは、令和4年6月から令和5年5月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、当該農業者が自ら使用する肥料の代金とします。

(3) 高騰率は、農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農

業物価指数等により、農産局長が定めています。

## 第6 事業の実施期間

本事業の実施期間は、取組計画書の承認日から令和6年3月31日までとします。

## 第7 申請書類の作成及び提出

本事業の取組実施者となることを希望する者は、申請書類を作成し、提出期限までに提出先に提出ください。

申請書類の作成及び提出に当たっては、交付等要綱及び実施要領、本業方法書に定める事項についても御留意ください。

### 1 申請書類

- (1) 計画承認申請書（様式第1-1号）
- (2) 参加農業者名簿（様式第1-2号）
- (3) 化学肥料低減計画書（様式第1-3号）
- (4) (2)に関する添付資料

### 2 提出期日、提出先及び提出部数

#### (1) 提出期日

ア 地域協議会等の審査を終了している場合

令和5年6月1日～令和5年8月31日

イ 地域協議会の審査を受けられない場合で、道協議会に直接提出する場合

令和5年6月1日～令和5年7月31日

#### (2) 提出先 肥料価格高騰対策事業事務処理センター

〒060-0014

札幌市中央区北4条西7丁目1-5 NCO札幌

ホワイトビル4F

E-mail: shinsei@hkd-hiryou.jp

電話番号：050-3666-2028

F A X : 011-351-8115

#### (3) 提出部数 1部

### 3 提出に当たっての注意事項

(1) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象外となる場合があります。

(2) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

(3) 申請書類の提出は、原則として電子データでの提出としますが、や

むを得ず書類による提出をする場合は、郵送、宅配便（バイク便を含む。）とします。

- (4) 申請書類を郵送する場合には、1に掲げる申請書類を一つの封筒に同封し、封筒の表に「肥料価格高騰対策事業取組計画書承認申請書類在中」と朱書きの上、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法により郵送してください。

また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

- (5) 申請書類を電子メールで送付する場合には、件名を「肥料価格高騰対策事業取組計画書承認申請書の申請書類提出（〇〇〇）」（※〇〇〇は申請者名）と記載し、メール受信トラブル防止のため、メール送付後、提出先に提出した旨を御連絡ください。

なお、メールアドレスの記載がない提出先には、電子メールによる申請をすることはできません。

- (6) 提出後の申請書類については、原則として返却しませんので、御承知ください。
- (7) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。
- (8) 申請書類の審査に当たり、申請内容についてヒアリングや関連資料の追加提出を求める場合がありますので、御承知ください。

## 第8 取組実施者の責務等

取組実施者は、本事業の実施及び交付される支援金の執行に当たって、以下の条件を遵守してください。

- 1 事業の取組実施者は、交付等要綱及び実施要領を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理等、事業実施全般についての責任を負う必要があります。
- 2 補助金の経理
  - (1) 取組実施者は、本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して本事業の収入及び支出を記載し、支援金の使途を明らかにしておく必要があります。
  - (2) 取組実施者は、(1)の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、(1)の帳簿とともに本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管する必要があります。